

契約指定野菜安定供給事業における平均取引価額の再算定による追加交付に関する事務取扱規程

令和6年8月30日付け6農畜機第3635号制定

第1 趣旨

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付け農林水産省指令15生産第4153号認可。以下「業務方法書」という。）第128条第3号、第152条第3号又は第158条第3号に規定する平均取引価額（以下「平均取引価額」と総称する。）の算定に誤りがあったことにより、第3の再算定期間に係る登録出荷団体等（業務方法書第89条の登録出荷団体等をいう。以下同じ。）への生産者補給交付金等（業務方法書第125条の生産者補給交付金等をいう。以下同じ。）の交付金額に不足が生じた場合の追加交付の事務手続については、業務方法書、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書実施細則（平成15年10月1日付け15農畜機第7号。以下「実施細則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところにより実施するものとする。

第2 定義

この規程において、年度事業とは、対象出荷期間（業務方法書第128条第1号、第152条第1号又は第158条第1号に規定する対象出荷期間をいう。以下同じ。）がその年の4月1日から翌年3月1日までの間に開始する業務区分（業務方法書第128条第2号、第152条第2号又は第158条第2号に規定する業務区分をいう。以下同じ。）に係る業務方法書第123条各号に定める業務をいう。

第3 平均取引価額の再算定期間

機構は、平成30年度事業から令和5年度事業までの業務の対象となる業務方法書第123条に規定する対象野菜に係る平均取引価額を再算定するものとする。

第4 再算定した平均取引価額の公表等

1 機構は、第3により再算定した平均取引価額（以下「再算定平均取引価額」という。）を機構のホームページに掲載することにより公表するものとする。

2 機構は、第3の再算定期間に係る再算定平均取引価額に基づく生産者補給交付金等の額を登録出荷団体等ごとに算定し、その合計額からその合計額に登録出荷団体等の負担割合（実施細則第52条に規定する割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額を控除して得た額が、平成30年度事業から令和5年度事業までの業務の対象となる業務方法書第123条に規定する対象野菜の供給について既に当該登録出荷団体等へ交付した生産者補給交付金等の額の合計額からその合計額に登録出荷団体等の負担割合を乗じて得た額を控除して得た額を上回るときは、業務区分ごとにその差額を書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるものをいう。以下同じ。）により当該登録出荷団体等に通知するものとする。

（1）電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

（2）電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

第5 追加交付の申請

1 登録出荷団体等は、第4の2により通知を受けたときは、その内容を精査し、必要な修正を加えた上で、別に機構が定める期限までに別

記様式に従い、追加交付を書面又は電磁的方法により機構に申請することができるものとする。

2 1の申請において、次の(1)から(4)までに掲げる生産者補給交付金等の区分に応じ、業務方法書及び実施細則に基づき既に機構に提出した当該(1)から(4)までに定める書類(電磁的記録を含む。以下同じ。)の記載内容に変更(新たな書類の追加を含む。以下この2において同じ。)があるときは、当該変更部分を明示の上で、その書類を添付するものとする。

(1) 価格差補給交付金等(業務方法書第128条第1号に規定する価格差補給交付金等をいう。以下同じ。)

実施細則書式20-A及び20-B

(2) 出荷調整補給交付金等(業務方法書第152条第1号に規定する出荷調整補給交付金等をいう。以下同じ。)

実施細則書式20-A、書式20-C及び書式20-D並びに実施細則別記様式第20-2号の記の5により登録出荷団体等が別途保管する資料

(3) 数量確保費用交付金(仕向先変更)(業務方法書第162条第1号の規定により額が算出される数量確保用交付金をいう。以下同じ。)

実施細則書式20-A及び書式20-C並びに実施細則別記様式20-3号の記の4の(1)のウに掲げる理由書

(4) 数量確保費用交付金(購入充当)(業務方法書第162条第2号の規定により額が算出される数量確保費用交付金をいう。以下同じ。)

実施細則書式20-A及び実施細則別記様式20-3号の記の4の(2)のイに掲げる理由書

第6 登録出荷団体等の負担金

業務方法書第133条第1項(業務方法書第154条及び第160条において準用する場合も含む。)の規定にかかわらず、登録出荷団体等は、追加交付に係る負担金の負担を要しないものとする。

第7 都道府県必要造成額の算定

1 機構は、第5により追加交付の申請があったときは、業務区分ごとに平成30年度事業から令和5年度事業までに係る事業実施野菜価格安

定法人（業務方法書第 130 条第 5 項の事業実施野菜価格安定法人をいう。以下同じ。）が納付すべき納付金の額（以下「都道府県必要造成額」という。）を業務方法書第 138 条の規定に準じて算定し、書面又は電磁的方法により当該事業実施野菜価格安定法人に都道府県必要造成額を通知するものとする。

2 機構は、1 により事業実施野菜価格安定法人に通知をしたときは、書面又は電磁的方法により都道府県にその旨を通知するものとする。

第 8 都道府県必要造成額の造成

1 第 7 の 1 の通知を受けた事業実施野菜価格安定法人は、都道府県必要造成額に相当する額を機構に納付するものとする。ただし、契約指定特別業務資金（野菜勘定における資金の管理等に関する細則（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 152 号-3。以下「資金細則」という。）第 2 条第 1 項第 5 号の契約指定特別業務資金をいう。以下同じ。）に、指定特別業務資金（資金細則第 1 条第 5 号の指定特別業務資金をいう。）から繰り入れられた金銭のうち野菜生産出荷安定資金管理規程（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 61 号。以下「管理規程」という。）第 5 条第 5 項の規定により、当該事業実施野菜価格安定法人から納付された金銭の一部から積み立てられた金銭に相当するもの及び管理規程第 9 条第 5 項の規定により当該事業実施野菜価格安定法人から納付された金銭の一部から積み立てられた金銭並びにこれら金銭の運用に伴い生ずる収入から繰り入れられた金銭（以下この 1 において「残額」という。）があるときは、当該事業実施野菜価格安定法人が納付すべき額は、都道府県必要造成額から残額を控除した額（当該額が零を下回る場合には零とする。）とするものとする。

2 第 7 の 1 の通知を受けた事業実施野菜価格安定法人は、1 により算出された納付金の納付時期及び納付方法について、書面又は電磁的方法により速やかに機構に報告するものとする。

3 機構は、2 により納付時期について報告があったときは、書面又は電磁的方法により当該納付時期及び都道府県必要造成額を登録出荷団体等に通知するものとする。

4 機構は、事業実施野菜価格安定法人が 1 により算出された納付金の納付を終えたときは、その旨並びに追加交付の決定及びその額を書面

又は電磁的方法により当該事業実施野菜価格安定法人の事務所が所在する都道府県の区域の一部をその地区等の全部又は一部とする登録出荷団体等に通知するとともに、当該登録出荷団体等に生産者補給交付金等を交付する。

5 1の納付金の納付については、実施細則第60条の規定は適用しない。

第9 資金造成と財源

機構は、資金細則第2条の規定にかかわらず、第8の1により納付された納付金を契約指定特別業務資金に繰り入れるものとし、この規程による追加交付の財源は、同条及び管理規程第3条の規定にかかわらず、契約指定特別業務資金に属する金銭をもって充てるものとする。

第10 生産者補給交付金等の追加交付決定額の限度

第8の4により通知する生産者補給交付金等の追加交付決定額は、第5の1により申請のあった追加交付申請額を限度とする。

第11 資金の充当割合

この追加交付において業務区分ごとの拠出者別充当割合は、拠出者別の造成額をそれらの合計額で除して得た値とする。

第12 書類の保管

登録出荷団体等は、次の(1)から(4)までに掲げる生産者補給交付金等の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める資料(電磁的記録を含む。)を第5の1の申請をした年度の翌年度から起算して5年間、整備及び保管をするものとする。

(1) 価格差補給交付金等又は出荷調整補給交付金等

実需者等への出荷伝票(交付対象旬の出荷数量及び価格が記載されたものをいう。以下同じ。)及び実需者等の受領伝票(受領数量及び価格が記載されたものをいう。以下同じ。)又はこれらと同等の資料

(2) 数量確保費用交付金(仕向先変更)

市場への出荷伝票(売買仕切書)、実需者等への出荷伝票及び実需者等の受領伝票又はこれらと同等の資料

(3) 数量確保費用交付金（購入充当）のうち市場等から購入した分に
係るもの

市場等から購入した伝票、実需者等への出荷伝票及び実需者等の受
領伝票又はこれらと同等の資料

(4) 数量確保費用交付金（購入充当）のうち市場等から購入した分以
外に係るもの

実需者等への出荷伝票及び実需者等の受領伝票又はこれらと同等
の資料

附 則（令和6年8月30日付け6農畜機第3635号）

- 1 この規程は、令和6年8月30日から施行する。
- 2 機構は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前において
も、第3並びに第4の1及び2の規定の例により、平均取引価額の再
算定、再算定平均取引価額の公表及び額の通知を行うことができる。
- 3 登録出荷団体等は、施行日前においても、第5の1の規定の例によ
り、追加交付の申請を行うことができる。

別記様式

契約指定野菜安定供給事業
生産者補給交付金等追加交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

申 請 者
住 所
登録出荷団体名（登録生産者名）
代表者氏名
（注：登録生産者が個人の場合は「登録
生産者名、代表者氏名」に替えて「登
録生産者名」とする。）

契約指定野菜安定供給事業における平均取引価格の再算定による追加交付に
関する事務取扱規程第5の1の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 追加交付申請額 円

2 1の算出基礎

3 交付金等の振込先

- (1) 金融機関名
- (2) 口座種別
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義

※郵送で提出する場合は、欄外に責任者及び担当者の氏名、連絡先を記載する
こと。

※機構が通知した算出基礎の内容に修正があるときは、修正箇所を明示の上で
算出基礎を添付すること。